

令和4年第1回尾張旭市都市計画審議会

- 1 開催日時
令和4年2月16日（水）
開会 午前 9時
閉会 午前10時52分
- 2 開催場所
Web開催（尾張旭市役所南庁舎3階 302・303会議室）
- 3 出席委員
水津 功、菅井 径世、佐藤 勝美、林 光寛、杉浦 巖（代理：濱田 清司）、
櫻井 直樹、谷口 武司、丸山 幸子、山下 幹雄、若杉 たかし、新田 美得、
宇野 恵子、松原 圭子
13名
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
1名
- 6 出席した事務局職員
都市整備部長 臼井 武男、都市整備部技監 伊坪 剛次、
都市計画課長 伊藤 秀記、都市整備課長補佐 林 正信、
都市計画課係長 小菅 匡範、都市計画課主査 鵜飼 あづみ、
都市整備課主査 古川 麗美、都市計画課主事補 筒井 楓斗
- 7 議題等
審議事項
(1) 名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）について
(2) 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について
(3) 尾張旭市立地適正化計画の作成に係る意見聴取について
報告事項
尾張旭市都市計画マスタープラン第2次中間年次報告について
- 8 会議の要旨

事務局 (都市整備部長)	<p>皆様、大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、令和4年第1回尾張旭市都市計画審議会を始めさせていただきます。</p> <p>私は、都市整備部長の臼井でございます。本日は、大変お忙しい中、本会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本市行政に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議は、新型コロナウイルス感染拡大状況を考慮し、Web会議形式での開催とさせていただきました。至らない点多々あるかと存じますが、何とぞ、御容赦いただきますようあらかじめお願いを申し上げます。</p>
-----------------	--

<p>事務局 (都市整備部長)</p>	<p>さて、本日の審議事項は、次第にありますとおり、第1号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）について」、第2号議案「特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」、第3号議案「尾張旭市立地適正化計画の作成に係る意見聴取について」の3件となっております。また、報告事項につきましては、「尾張旭市都市計画マスタープラン第2次中間年次報告について」でございます。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、皆様に連絡事項が3点ございますので、事務局より説明させていただきます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>都市計画課長の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>私から3点御連絡をさせていただきます。</p> <p>まず1点目は、新型コロナウイルス感染拡大防止についてでございます。本日は、Web会議形式とさせていただいておりますが、会場にお越しいただいている委員もいらっしゃることから、御議論の状況により、適宜、会議時間を短縮し、議事を進めていきたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>次に2点目は、会議の公開についてでございます。</p> <p>(通信接続不良により中断)</p> <p>皆様、大変失礼をいたしました。事務局の方で、通信接続の不具合が生じておりました。御迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。</p> <p>引き続き、私の方から連絡事項をお伝えさせていただきます。</p> <p>本会議につきましては、公開の対象となっております。会議の公開につきましては、市民の皆様には会議の開催をホームページなどでお知らせし、希望される方については会議を傍聴していただくものでございます。会議開催後には、本日の会議録などの資料も公開いたしますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、3点目として、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、本日の「次第」が1枚、次に、「第1号議案」から「第3号議案」まで、A4縦の資料が1部ずつ、A4縦で「尾張旭市都市計画マスタープラン第2次中間年次報告書」と書かれた資料が1部、そして、「尾張旭市都市計画審議会委員名簿」、「事務局等出席者名簿」の2部、以上の資料を配布させていただいておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、事務局からの連絡事項は、以上でございます。</p> <p>大変御迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。</p>

<p>事務局 (都市整備部長)</p>	<p>続きまして、本日の出席者につきまして御報告いたします。 守山警察署長の杉浦委員の代理として地域課尾張旭幹部交番所長の濱田様に御出席いただいております。</p> <p>結果、委員13名のうち、現在12名の方に御出席をいただいております。尾張旭市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する過半数の出席を得ておりますので、本会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。(上記出席者報告の直後に、委員1名がWeb会議に参加し、以後の議事は委員全員の出席の下、進められた。)</p> <p>なお、本日出席しております私ども事務局の職員につきましては、時間の都合上、紹介を割愛させていただきますので、誠に恐れ入りますが、「事務局等出席者名簿」にて御確認いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。</p> <p>色々と御迷惑をおかけして申し訳ありません。それでは、会議を進めてまいります。会議の進行につきましては、都市計画審議会運営規定の第5条に、「審議会の議長は、会長をもってあてる」とありますので、以後の会議の進行につきましては、本審議会の会長であります水津様にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、水津会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたように、審議会の議長につきましては、会長が行うということですので、以後の進行は私が行わせていただきます。</p> <p>慣れないオンラインでありますので、トラブルが途中であるかもしれませんが、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第に従い、進めさせていただきます。</p> <p>次第の2、議事録署名者の指名に移りたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名者には、谷口委員と新田委員のお二方を指名させていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、次第の3、審議事項に移りたいと思います。</p> <p>議案につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (都市整備課長補佐)</p>	<p>おはようございます。都市整備課の林でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、第1号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更(尾張旭市決定)について説明をさせていただきます。</p> <p>こちらは、「都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区の変更(尾張旭市決定)を行うものとする」として、本審議会へ付議するものでございます。</p>

事務局
(都市整備課長補佐)

まず、1ページをお願いいたします。

表題中にあります生産緑地地区とは何かということですが、生産緑地地区とは、市街化区域内の農地等の農業生産活動に着目し、公害又は災害の防止など良好な生活環境づくりの観点から農地を保全し、良好な都市環境の形成を図ろうとするものでございます。生産緑地法にその要件が定められています。生産緑地地区として指定を受けると、固定資産税が優遇されるなど、地権者にメリットがございますが、反面、農地の保全が義務付けられ、その除外も一定の要件を満たさないとそれができないものでございます。

今回は、その生産緑地地区の除外及び一部除外に伴う都市計画生産緑地地区の変更を行おうとするもので、変更後の指定面積を表のように約4.0haとしようとするものでございます。

それでは、変更の内容について御説明いたします。

上から2行目に、「都市計画生産緑地地区を、次のように変更する」として、面積約4.0haとあり、その下に変更理由を記載してございます。読み上げさせていただきます。「市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである」としてございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

「生産緑地地区の変更理由書」となっております。冒頭にその定義や指定要件などがあります。

ページ中ほど、4を御覧ください。

生産緑地地区の都市計画変更の主な理由がいくつか列記してございます。この理由の中で、今回の変更は、①の買取り申出があった場合において、その申出の日から3箇月以内に所有権の移転が行われなかった場合に該当します。なお、①の買取り申出というのは、生産緑地の指定を受けた地権者がいつでも申し出ることができるというわけではなく、中段下の大きな括弧書きの中にありますように、生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合、若しくは、農林漁業の主たる従事者の死亡、又は従事することを不可能とさせるような故障、例えば病気などを有することになった場合に限られます。

今回の理由は、2件が主たる農業従事者の死亡によるもの、

事務局
(都市整備課長補佐)

1件が主たる農業従事者の故障によるものです。

なお、その手続としましては、市へ買取申出書が提出され、市の関係課及び愛知県へ買取りの照会を行いました。買取り希望はなく、また、尾張旭市農業委員会にも買取りのあつせんを行いました。不成立でありましたので、生産緑地法で定める手続に従い、生産緑地地区内における行為の制限の解除を行いました。

次に資料の3ページの変更状況調書を御覧ください。表が2つありますが、まず、上段の表「生産緑地地区の一団数及び面積」を御覧ください。

現在、本市の生産緑地地区につきましては、表の変更前にありますとおり、一団数が40団地、面積が42,226㎡を指定しているところでございます。

これが今回の変更によりまして、一団数が2団地減少、面積として約2,640㎡の減少となり、表の変更後のとおり、38団地、面積約39,586㎡となるものでございます。

次に、下の表の「箇所別調書」を御覧ください。変更の説明になります。

1番目から、一団番号4-3、除外面積1,149㎡、一団番号5-4、一部除外面積897㎡、一団番号5-16、除外面積594㎡でございます。除外の理由は、先ほど説明させていただきました変更理由のとおり、買取り申出に当たり、主たる農業従事者が死亡又は故障されたことによるものであります。2番目の一団番号5-4の一部除外とありますのは、一団の除外地番以外にも生産緑地に指定されており、そのうちの一部を除外するためです。

続いて、資料の5ページを御覧ください。折り込んでございます、A3サイズの総括図でございます。総括図は市全体の生産緑地地区を図示したものであり、緑で着色している箇所になります。その中の○印の3箇所が、今回、変更する生産緑地地区でございます。

一団番号4-3は、霞ヶ丘町中177番地1、179番地、180番地3、一団番号5-4は、渋川町一丁目3番地3、一団番号5-16は、向町三丁目7番地10、11、12でございます。

資料の6ページから8ページにつきましては計画図で、より詳細な位置図となっております。

最後に、この生産緑地地区についての都市計画策定の経緯と今後の予定でございますが、資料をお戻りいただいて4ページ

<p>事務局 (都市整備課長補佐)</p>	<p>を御覧ください。</p> <p>左側、事項の一番上の段、愛知県との協議につきましては、令和3年12月13日に行い、すぐ下の段、12月28日に意見のない旨の回答を得てございます。</p> <p>一つ飛びまして、上から4つ目の段、都市計画法第17条に基づく公告、縦覧ですが、変更案縦覧の公告を令和4年1月17日に行いました。また、すぐ下の段、この案の縦覧を1月17日から1月31日までの2週間行いました。縦覧者や意見書の提出はございませんでした。</p> <p>最後に一番下の段ですが、本日の都市計画審議会の議を経て、答申をいただき、令和4年3月下旬を目途に市の告示を行う予定でございます。</p> <p>以上で、名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）についての説明を終わらせていただきます。</p> <p>よろしく御審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま説明いただきました内容につきまして、御意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>山下委員</p>	<p>確認をしたい点がございます。</p> <p>まず、買取りの申出があった場合の説明がありましたが、市と県からは買取りの申出がなかったため、今回の変更となりました。4-3を見ますと、霞ヶ丘線付近で新しく道ができた地域で、どちらかと言うと、市の景観にとっては貴重な土地かと思いますが、どのようにお考えでしょうか。</p>
<p>事務局 (都市整備課長補佐)</p>	<p>こちらにつきましては、買取りの申出があった旨を市役所内で通知し、全庁的に問合せをいたしました。買取りの希望がなかった状況でございます。</p>
<p>山下委員</p>	<p>この場所は、市道の幅員が結構あり、市の土地として十分に活用ができる場所ではないかと思いますが、その辺りの意見交換や検討はなかったのでしょうか。</p> <p>もう一つ、4-3の変更は、死亡ではなく故障が理由となっております。この故障について説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (都市整備課長補佐)</p>	<p>一つ目の御質問については、市役所内各課に対して問合せをしましたが、特段、意見はありませんでした。</p> <p>二つ目の御質問につきましては、生産緑地法にもありますとおり、医師の診断書が提出され、この診断書に農業に従事することが難しいとの記載があったため、今回の判断をした次第でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>他に御意見、御質問はございませんか。 それでは、他に御質問等もないようですので、採決を行います。 第1号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。 (委員の挙手) 挙手全員により、第1号議案については、可決することといたします。 これで、第1号議案の審議が終了しました。 続きまして、第2号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (都市整備課長補佐)</p>	<p>それでは、第2号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について説明させていただきます。 こちらは、「生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき、特定生産緑地の指定に向けて、意見聴取を行うものとする」として本審議会へ付議するものでございます。 まず、1ページ目でございます。 表題中にあります特定生産緑地制度とは何かということですが、生産緑地の指定から30年を経過する前に申請することで、これまでの生産緑地の優遇制度が10年間延長される制度でございます。 「1 特定生産緑地制度について」にもありますとおり、国は、平成27年に都市農業振興基本法を制定し、平成28年5月に策定された都市農業振興基本計画において、都市農地が「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」に位置付けが転換され、生産緑地法が平成30年4月1日に改正施行されました。 同法において生産緑地は、都市計画決定の告示日から起算して30年経過する日(申出基準日)以後、所有者がいつでも市長に対して買取り申出が可能となるため、令和4年度以降の生産緑地は、都市計画上、不安定な状態に置かれます。そこで、特定生産緑地制度では、生産緑地地区の決定から30年を経過する日までに指定することで、30年経過後も引き続き税制優遇措置を受けることができるとともに、営農義務が10年に短縮され、10年経過前に農業を続けるか、所有者等の同意を確認し、繰り返し10年延長することで、引き続き生産緑地地区が保全され、良好な都市環境の形成が図られるものとしております。 「2 指定の効果」につきましては、特定生産緑地に指定する場合は、これまでどおり固定資産税、都市計画税は農地での</p>

評価・課税になり、死亡・故障の理由がなければ買取り申出はできません。一方、特定生産緑地に指定しない場合は、固定資産税、都市計画税は段階的に宅地並み課税に引き上げられますが、死亡・故障の理由がなくても、いつでも買取り申出が可能となります。

ページをおめくりいただきまして、2ページを御覧ください

「3 本日の都市計画審議会へ意見聴取する主旨」ですが、市町村長は、生産緑地法の規定により、生産緑地を特定生産緑地に指定しようとする場合は、同法第10条の2第3項により、市町村都市計画審議会の意見を聴く必要があります。本市では、令和元年度から所有者の方へ指定意向の確認を実施し、申出のあった生産緑地を令和4年3月に特定生産緑地として指定する予定であり、このことについて本日の尾張旭市都市計画審議会にて意見を伺うものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

「5 経緯」でございますが、本市では令和2年1月に尾張旭市特定生産緑地事務取扱要綱を制定し、令和2年2月1日から10月31日まで特定生産緑地の指定申請受付（第1期）を実施、11月1日から令和3年10月31日まで第2期の受付を実施しました。

「6 指定予定等」の表にありますCの平成4年指定分の67筆、4.17haのうち、Bの第2期受付分の4筆の0.2haの申出がなされました。面積ベースでの申請割合は、約5%となっております。今回の都市計画審議会では意見聴取するのは、表にございます第2期受付分の4筆、0.2haでございます。申請があったものにつきましては、現地調査を行い、適切に農地として管理されていることを確認しております。

「7 今後の予定」でございますが、本日の都市計画審議会での意見聴取を受けて、令和4年3月の指定公示を予定しております。実際に特定生産緑地の効力が発生するのは、生産緑地の指定から30年経過後の令和4年12月4日となります。この日から10年間特定生産緑地となり、以降、10年ごとに所有者に確認をして、さらに10年延長するか判断をすることとなります。

最後に、2枚おめくりいただきまして、右肩に資料2とあります資料を御覧ください。

「特定生産緑地（尾張旭市）の指定（案）」でございます。先ほど申し上げた、新たに特定生産緑地に指定する区域、4筆、0.2haを記載しております。一番右の申出基準日は、生産

<p>事務局 (都市整備課長補佐)</p>	<p>緑地地区の当初の都市計画決定告示から30年経過後の日付を記載してございます。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、資料3、「特定生産緑地に指定する箇所を示した位置図」を添付しております。</p> <p>今回、2回目の特定生産緑地の指定手続となりますが、来年度も同様の指定手続を行う予定をしておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、特定生産緑地の指定に係る意見聴取についての説明を終わらせていただきます。</p> <p>よろしく御意見賜りますようお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>30年が経過して解除となる生産緑地に対して、さらに生産緑地として制度を延長することに関しての御説明だったかと思えます。</p> <p>以上の御説明に対する御意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>山下委員</p>	<p>第1号議案に続いて質問させていただきます。他の委員の方には大変恐縮ですが、今回、リモートによって雰囲気から分らず、積極的に手を挙げさせていただいております。</p> <p>今回、約5%の4筆が引き続き、生産緑地として保全されるということで、それ以外につきましては、生産緑地としては継続しないということの結果ですが、法令的には粛々と手続を進めていくということは理解できますが、市としてどのような考え方を持っているかについてお尋ねします。</p>
<p>事務局 (都市整備課長補佐)</p>	<p>特定生産緑地につきましては、良好な都市環境の確保や緑を保全するために必要なものであり、これからも保全すべきものであると考えております。</p>
<p>山下委員</p>	<p>特定生産緑地として保全をしていくことが本市の意思ということによろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 (都市整備課長補佐)</p>	<p>そのとおりでございます。</p>
<p>山下委員</p>	<p>そうであるならば、第1期、第2期を通して、このまま生産緑地として続ける方のパーセンテージが少ないように感じますが、この数値に対してどのような見解をお持ちでしょうか。</p>
<p>事務局 (都市整備課長補佐)</p>	<p>今回指定する筆数は少ないですが、現在、所有者様に対して御意見を伺っているところでございます。そのまま特定生産緑地に移行したいといった御意思がある方は、約6割から7割の面積割合となっており、全体的には6割から7割にかけて特定生産緑地に移行していくと考えられます。</p>

議 長	<p>全体の見込みとしては、現状の生産緑地の6割から7割ぐらいが継続するだろうということですが、いかがでしょうか。</p>
山 下 委 員	<p>市の意思としても都市環境という点で緑地は残していくという考えであり、実際にも6割から7割ぐらいが緑地として残ることなので、ある程度市の考えは達成できていくものと理解しました。ただ、名古屋市等ではかなり生産緑地が変更され、地価の変動が顕著となっているようです。そういったことについても、市として注視していく必要があると考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。</p>
事 務 局 (都市整備課長補佐)	<p>近隣市町の状況につきましては把握しておりませんので、今後、近隣市町についても注視していきたいと考えております。</p>
山 下 委 員	<p>全体的に地価については、市内事業者や近隣市町事業者が敏感になっているところでもあるため、ある程度、注視する必要があると思います。</p> <p>今後、こうした事業の進捗に当たっては、視野を広げながら各市内の状態、住環境等に配慮しながら進めていただくことが必要であると感じます。</p>
議 長	<p>生産緑地の意義や目的は、時代によって変わる部分があります。特に立地適正化計画における生産緑地の意義がこれから問われるだろうと思います。</p> <p>今回審議対象の特定生産緑地の2件は、緑地にするという申請ですので、制度に対する御意見はあるけれども、これら申請に対する意見に関してはなしということによろしいでしょうか。</p>
山 下 委 員	<p>第2号議案は意見聴取ということで意見は述べましたが、進めていただければ結構です。</p>
議 長	<p>2件の申請に対しては、特に意見なしということで、新しい特定生産緑地制度の進め方や在り方については、継続的に見守るようにはすべきであるという内容で受け止めてよろしいですね。</p>
山 下 委 員	<p>それで結構です。</p>
議 長	<p>他に御意見等はございませんか。</p> <p>先ほど山下委員から、制度に対しては、継続的に検討を行うようにとの御発言がありましたが、この2件に関しては特段の意見はないということでしたので、本審議会としては、「意見なし」ということで、御異議ございませんでしょうか。</p> <p>(委員「異議なし」の声)</p> <p>御異議もないようですので、これで第2号議案については終</p>

議 長	<p>いたします。</p> <p>続きまして、第3号議案 尾張旭市立地適正化計画の作成に係る意見聴取について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (都市計画課主査)	<p>都市計画課の鶴飼と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、第3号議案 尾張旭市立地適正化計画の作成に係る意見聴取について御説明させていただきますので、1枚おめくりいただき、「尾張旭市立地適正化計画について（意見聴取）」と記載してございます資料を御覧ください。</p> <p>「1 主旨」を御覧ください。</p> <p>本議案につきましては、都市再生特別措置法第81条第2項の規定により、立地適正化計画を作成するに当たり、都市計画審議会にて意見をお伺いするものでございます。</p> <p>「2 立地適正化計画制度創設の背景」を御覧ください。</p> <p>これまで、都市計画法では、増加する人口を適正に配置すること等に重点が置かれてきましたが、昨今の人口減少等が進行する中においては、生活サービス（都市機能）の提供、地域コミュニティの維持等が困難となることが想定されることから、コンパクトな都市構造の構築を目的として、立地適正化計画制度が創設されました。</p> <p>次に、「3 立地適正化計画制度について」を御覧ください。</p> <p>立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第81条に基づき、居住や都市機能の緩やかな誘導による立地の適正化を図ることを目的とした計画であり、各生活サービスが持続的に効率よく提供される住みよいまちの姿を目指す包括的なマスタープランでございます。</p> <p>次に、「4 立地適正化計画で定める主な事項」を御覧ください。</p> <p>本計画には、表でお示しをいたしました、主に3つの事項を定めることとされております。一つ目の事項は、表の上段、居住誘導区域でございます。こちらは、右の内容欄に記載のとおり、人口減少にあっても人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域でございます。</p> <p>二つ目の事項は、表の中段、都市機能誘導区域でございます。こちらは、同じく右の内容欄に記載のとおり、都市機能を都市の拠点に誘導し、集約することで各種サービスの効率的な提供を図る区域でございます。</p> <p>三つ目の事項は、表の下段、誘導施設でございます。こちらは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき、利便性の向上</p>

事務局
(都市計画課主査)

を図るために必要な施設でございます。

続きまして、裏面を御覧ください。「5 計画の策定体制について」でございます。

本計画は、これまで庁内策定組織である庁内策定部会や、学識経験者や各種団体代表者で構成された策定検討会議での検討を重ねてまいりました。この度、計画案がまとまりましたので、図の上に記載してございます、市長から都市計画審議会にお諮りするものでございます。

次に、「6 計画の策定経緯」を御覧ください。

先ほど御説明をさせていただきました、表の上から一つ目の庁内策定部会や上から二つ目の策定検討会議につきましては、令和2年度から令和3年度にかけてそれぞれ計5回ずつの会議を開催し、委員の皆様より様々な御意見をいただきながら、計画の作成を進めてまいりました。

加えて、表の上から三つ目のパブリックコメントにより、市民の皆様から御意見を募集し、6名の方から32件の御意見をいただきました。

こうした多くの御意見を反映し、約2年間をかけて検討を重ねてまいりましたが、本日の都市計画審議会において、最終的に御意見を伺うというところまで進んでまいりました。

なお、今後といたしましては、表の下から二つ目でございます、本計画に伴う届出制度の事前周知を経て、表の下段、計画の公表を令和4年3月末に行う予定としております。

続いて、「7 尾張旭市立地適正化計画（案）について」、御説明をさせていただきますので、お手元の右肩に資料と記載しております冊子、「尾張旭市立地適正化計画（案）」を御覧ください。

まず、表紙をおめくりいただき、目次を御覧ください。

尾張旭市立地適正化計画は、第1章から第9章までの章立てとなっております。

「第1章 はじめに」では、立地適正化計画の概要や策定する目的等を記載し、先ほど定める主な事項として御説明した「第4章 居住誘導区域」、「第5章 都市機能誘導区域」、「第6章 誘導施設」につきましては、設定のための考え方や、設定した区域の範囲、設定した施設について記載しております。

また、その前段として、「第2章 都市の現状及び将来見通し」では、人口や公共交通といった各種分析の結果を記載しております。

また、「第7章 誘導施策」では、居住、都市機能、交通ネッ

事務局
(都市計画課主査)

トワークに関する各種施策について、「第8章 計画の評価と進行管理」では、本計画の目標値について、「第9章 安全に対する施策（防災指針）」では、安全・安心な居住環境を維持・確保するため、市がハザードマップで周知をしております内容などについても記載をしております。

それでは、主な事項について順に御説明をさせていただきますので、ページをおめくりいただき、2ページの「1-3. 尾張旭市における立地適正化計画策定の目的」を御覧ください。

ページ中段の「こうした中」から始まる段落に記載のとおり、本市における都市のコンパクト化は、森林やため池、矢田川等の自然と近接した暮らしや、田園に近い農のある暮らし、利便性の高い暮らし等、これまで以上に地域が持つ個性が際立つと考えております。都市のコンパクト化を図りながらも、本市の特徴を活かした、多様な暮らしを実現し、将来にわたって選ばれる都市となることを目指すといったことを、本計画を策定する目的として記載しました。上段には本市の今の様子、下段には将来の様子のイメージを載せております。

次に、3ページの「1-4. 計画の位置付け」を御覧ください。

中段の図のとおり、本計画は、尾張旭市都市計画マスタープランの一部として作成しております。

また、「1-6. 計画期間」に記載のとおり、計画期間は令和24年までとし、策定から概ね5年毎に計画の評価、必要に応じて見直しを行うものとしております。

次に、4ページからは、第2章として都市の現状及び将来見通しを分析しておりますが、24ページの「2-9. 各種サービス施設の分布状況」を御覧ください。

24ページには、市内の医療施設の分布や、26ページには商業施設の分布について、徒歩圏とされる半径800m、また、高齢者の徒歩圏とされる半径500mの円を描き、どの程度市内をカバーできているかを分析しております。結果としては、特に市街化区域の全体にわたり、生活サービスが万遍なく分布していることが見てとれました。

次に、35、36ページの「4-2. 居住誘導区域の設定」を御覧ください。

ここでは、本計画で定める主な事項のうち、居住誘導区域について、区域の設定に当たっての考え方や具体的な区域図についてお示ししております。

本市の人口集中地区は、市街化区域のほぼ全域に及んでおり、

また、先ほどの分析結果のとおり、生活サービス施設は市街化区域全体に万遍なく分布し、高いサービス水準が確保されていることなどから、本市における居住誘導区域といたしましては、一部、法律上、区域に含まないこととされている区域等を除いた市街化区域の全域を設定することとし、その範囲をお示したものが右の36ページの上段の「図 居住誘導区域全体図」となります。

次に、38ページの「5-2. 都市機能誘導区域の設定」を御覧ください。

ここでは、本計画で定める主な事項のうち、都市機能誘導区域について、区域の設定に当たっての考え方をお示ししております。

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において、人が集まりやすい拠点の周辺に都市機能を維持・確保することで、効率的に生活サービスを受けられる区域でございます。

ページが戻り大変恐縮ですが、27ページを御覧ください。

こちらは、第2章の本市の分析の中でも、各種生活サービスが重なっている地域を示しておりますが、現状においても、名鉄瀬戸線沿線や国道363号沿線を中心に、生活利便性の高い地域が分布していることが見て取れます。

こうした状況や、公共交通の様子を重ね合わせ、図式化したものが、31ページの都市の骨格構造でございます。

名鉄瀬戸線、国道363号という本市の基幹的な公共交通軸があり、名鉄瀬戸線の各駅は、他の公共交通の交通結節点機能を持つ、また、その潜在性があり、人が集まりやすい拠点として位置付けられます。

再び、38ページを御覧ください。

こうした状況を踏まえ、都市機能誘導区域の設定範囲を検討し、表の「都市機能誘導区域の設定条件」に記載のとおり、本市における都市機能誘導区域は、名鉄瀬戸線各駅を区域の核となる拠点と考え、中心拠点の尾張旭駅・三郷駅から概ね半径800mの徒歩圏域と、生活拠点の印場駅・旭前駅から概ね半径500mの徒歩圏域をそれぞれ基本的な範囲とし、それに加え、誰もが徒歩で移動できる区域とするため、地形の勾配が概ね5%未満である瀬戸新居線よりも南の地域を都市機能誘導区域の設定の条件として区域を設定することといたしました。

この区域をお示したものが、次の39ページの上段「図 誘導区域全体図」でございます。図上の名鉄瀬戸線沿線に、赤色のメッシュで網掛けがされた地域が都市機能誘導区域でございます。

ます。

なお、国道363号沿線については、都市機能誘導区域には設定しておりませんが、交通利便性、生活利便性ともに高い地域のため、第7章の施策においては、引き続き、商業施設の充実により地域の利便性の向上を図り、公共交通の利用促進とサービス水準の維持・向上のための取組を進めることを記載しております。

次に、46ページの「(2) 拠点ごとの都市機能の考え方」を御覧ください。

ここでは、立地適正化計画で定める主な事項のうち、誘導施設について記載しております。

誘導施設として設定したものに付きましては、ページの中ほどにございます「表 誘導施設（各拠点に集約する施設）」に記載のとおりでございます。より多くの市民が利用する、あるいは他の施設との連携を図るような基幹的な役割を持つ施設は、誘導施設として設定し、一方で、保育所やコンビニエンスストア、診療所等、市内全域に分布し、地域に根ざしたサービスを受けることが望ましい施設は、誘導施設には設定せず、下の表のとおり、地域全体で維持・確保していく施設として位置付けております。

次に、53ページの「第8章 計画の評価と進行管理」を御覧ください。

ここでは、計画に記載の各施策の達成状況を評価するための目標値として、2つの目標値を設定しております。

まず、「8-1-1. 居住誘導区域内の人口密度に関する目標値」の下のグラフを御覧ください。

下のグラフは、居住誘導区域内の人口を棒グラフ、人口密度を青色の線グラフで示しております。居住誘導区域内の人口密度は、現状のまま推移した場合、青色の線グラフで示すとおり、今後減少することが想定されます。このため、本計画では、居住の誘導や都市機能の誘導などの施策を講じることで、居住誘導区域内の人口密度の減少を、現在の推計値よりも緩やかにすることを目指し、具体的には、グラフの中にオレンジ色で計画の目標値が記されておりますが、中間と書かれたR12では68.2（人/ha）、その10年後のR22では65.2（人/ha）としております。

続いて、次のページ、54ページの「8-1-2. 誘導施設の施設数に関する目標値」を御覧ください。

本市全体では人口減少が見込まれ、誘導施設の減少と、それ

<p>事務局 (都市計画課主査)</p>	<p>に伴う生活利便性の低下などが想定されます。このため、各種施策を講じながら、将来にわたって現状の生活利便性の水準を維持していくため、表に記載のとおり、目標値として、中間、目標値ともに、現状の誘導施設の施設数である10施設以上の立地の維持・確保を目指し、数値を設定しております。</p> <p>以上、立地適正化計画の主な事項について簡単に御説明をさせていただきました。</p> <p>なお、本計画の公表に伴い、居住誘導区域外における一定規模以上の住宅に関する開発又は建築等を行う場合や、都市機能誘導区域外において誘導施設を有する建築物の開発又は建築等を行う場合、あるいは、都市機能誘導区域内において誘導施設を休廃止する場合には、それぞれ市への届出が必要となっております。</p> <p>具体的には、48ページに記載の居住誘導区域外における行為に関する届出と、50ページの都市機能誘導区域外の行為に関する届出となります。この制度は、本市に限らず、立地適正化計画を備えた自治体において必要となる届出でございます。届出制度の開始に当たっては、周知期間を設け、市のホームページ等を通じ、詳細な情報発信を行ってまいります。</p> <p>以上で、第3号議案 尾張旭市立地適正化計画の作成に係る意見聴取についての説明を終了させていただきます。</p> <p>よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま説明いただきました内容につきまして、御意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>櫻井委員</p>	<p>2点お願いします。</p> <p>1点目は、パブリックコメントにより、延べ32件の御意見があったということですが、その意見の内容を教えてください。</p>
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>都市計画課の伊藤です。お答えさせていただきます。</p> <p>パブリックコメントで、6名の方から32件の御意見をいただいた概要でございます。各御意見の詳細な内容についてはお答えができませんが、多かった御意見としましては、公共交通に関しては、南北の交通といった点に関心があったり、これから公共交通をどのようにしていくのかといった具体的な御提案内容だったり、この立地適正化計画そのものに関する内容というよりは、今後もっとこのようにすべきといったアイデアをいただいたのが特徴的でした。</p> <p>また、公共施設の再編に関する事なども御意見としていただきました。計画の中で様々な施設を誘導施設として位置付け</p>

<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>ておりますが、立地適正化計画内での考え方は、都市機能誘導区域に現にある様々な施設は非常に重要なものであると捉え、都市機能誘導区域にあるサービス施設を今後においても維持・確保していくことがまちづくりにおいては大切であるという考え方で整理をさせていただきました。</p> <p>簡単ではございますが、以上のような多くの御意見をいただいたところでございます。</p>
<p>櫻井委員</p>	<p>もう1点よろしいでしょうか。</p> <p>全体を通して、課題として考えられている点がありましたら教えてください。</p>
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>立地適正化計画を進めるに当たっての課題ということで回答させていただきますが、立地適正化計画の冒頭の目的の部分で御説明をさせていただいたとおり、この制度を活用しながら本市の特徴、例えば、身近なところに緑があるという環境といった、それぞれの特徴を際立たせることで多様な居住ニーズを受け入れ、多様な暮らしの実現につなげていくという考えをお示しさせていただきました。</p> <p>これまでの検討の中、様々な委員の方から意見をいただいておりますが、この計画により、立地の適正化を図るとともに、住む人々が自分たちの理想やニーズに合った場所に住んでいただくという居住の適正化を図ること、これらを両輪として進めていく必要があると考えております。</p>
<p>山下委員</p>	<p>38ページの「5-2. 都市機能誘導区域の設定」の説明にありました区域の基本的な範囲として、尾張旭駅と三郷駅は半径800m圏内、印場駅と旭前駅は半径500m圏内とし、その中で区域の境界を指定しています。</p> <p>この計画による届出も関連しますが、区域の内外によって利害が生じる場合も考えられるかと思えます。この点について、どのように整理をされているかをお尋ねします。</p>
<p>議長</p>	<p>線引きに係る配慮があるかという御質問でよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>この制度は届出となっております。利害が大きく生じるといった話については、先行自治体に確認を行いました。そのような課題は生じていないとお聞きしており、利害が生じるものではないと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>特になんかということですが、いかがでしょうか。</p>
<p>山下委員</p>	<p>同じページで、800mと500mの根拠を再度お尋ねします。</p>

事務局 (都市計画課主査)	800mにつきましては、一般的な方の徒歩圏内とされている範囲が概ね半径800mとされております。一方、500mにつきましては、高齢者の方を想定した場合の徒歩圏内とされている範囲が概ね半径500mとなっております。
山下委員	徒歩での移動を基準とし、一般、高齢者を想定して設定したということで理解をいたしました。 もう1点だけお願いします。 48ページの「7-1-6. 届出制度の運用」について説明がありましたが、区域について制限がされることとなります。法律的にどのような運用となるのか、ただ届出をするだけのものなのか、そうした場合、届出に怠りや虚偽等があった際の罰則規定の有無についてお尋ねします。
事務局 (都市計画課長)	立地適正化計画に伴う届出制度には、罰則規定はございません。規制の部分につきましては、従来の土地利用規制等と併せながら、土地利用規制を進めていくこととなります。
山下委員	罰則が全くなければ、計画を進捗するに当たって支障となったり、利害が生じたりすることもあるかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。
事務局 (都市計画課長)	口頭で御説明をさせていただきましたが、立地適正化計画制度は緩やかな誘導を図っていくものであり、届出により状況を確認しながら、問題がある場合には助言や勧告等を行うこととなります。加えて、従来の土地利用規制に併せた指導を行っていくことを考えております。
山下委員	縛りすぎなくても良いという気持ちは分かりますが、届出制度を十分理解して愚直に手続をされる方と、この制度を逆手に取る場合も考えられます。罰則がなければ、結果的に守った方、守らなかった方で理不尽が生じ、市政全体への理解度が減少することになりかねないと考えますが、いかがでしょうか。
議長	山下委員は、罰則があった方が良いという御意見でしょうか。それとも、市の考えを聞きたいという質問のどちらでしょうか。
山下委員	ある程度定められた中であっても、一定の罰則等も加味して検討すべきではないかという意見です。でなければ、この制度をうまく利用する方が現れ、守っている方との差、理不尽が生じる可能性があるのではないかと懸念しております。
事務局 (都市計画課長)	いただいた御意見に関しましては、土地利用規制そのものに関する具体的な御提案と受け止め、今後検討させていただきたいと思っております。
議長	罰則の有無に関する御意見は、即効性や不公平感に対する御懸念かと思っております。実際は緩やかに進行させていきたいという

議 長	趣旨があるため、罰則がない状況になっています。 この立地適正化計画の作成に対する異議の有無について採決をこの後行うこととなります。罰則についても検討していくということで良いのか、内容がこのままでは問題があるということなのかということをはっきりさせたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。
山 下 委 員	意見聴取ということで、意見を述べさせていただきました。こうして時間をかけて構想を練るということに対しては敬意を表します。実際に進行していく中で支障も出てくるかと思いません。そういったことには5年ごとの見直しもあるということですので、随時対応できる体制をぜひお願いしたいと思います。
議 長	5年後の見直しの時には、この点に関してもしっかりと議論ができるような体制で進めてほしいということによろしいでしょうか。
山 下 委 員	はい。
議 長	事務局は回答をお願いします。
事 務 局 (都市計画課長)	ただいまいただいた御意見については、今後検討をさせていただきます。
議 長	他に御意見、御質問はございませんか。
林 委 員	失礼いたします。この立地適正化計画につきましては、趣旨にございますように、作成しようとする際には意見聴取することとされており、瀬戸市や名古屋市においても立地適正化計画を策定しておられるのか教えてください。
事 務 局 (都市計画課長)	尾張旭市に接する近隣市で申し上げますと、名古屋市と春日井市で既に策定されております。
林 委 員	住民は尾張旭市のみで生活している訳ではありません。生活圏もございますので、計画との整合性、あるいは他市との擦り合わせはされるのでしょうか。
事 務 局 (都市計画課長)	この計画に関しましては、都市計画マスタープランとも整合を図っております。また、近隣市の都市計画と整合を図りながら作成を進めてまいりました。 そうした中、近隣市の全てが立地適正化計画を策定している状況ではございませんが、今後、他市が立地適正化計画を策定する際には、尾張旭市の状況も確認しながら策定されるものと考えます。私どもが作成する際においても、名古屋市の状況等については確認をしております。

議 長	<p>現状は近隣市との調整はしていないということですが、これも見直しの際には検討事項として出てくるかもしれませんね。他に御意見等はございませんか。</p>
谷 口 委 員	<p>国道363号については、51ページの「7-3-2. 国道363号沿線の利便性の維持・向上」で挙げていただいています。国道363号以南の調整区域について、26ページのスーパー等の分布状況を見ると満たされている地域になりますし、戻って24ページの医療施設や25ページの福祉施設の方でも満たされている地域かと思います。</p> <p>調整区域を今後どのように活用していくのかという点を検討していくべきであると思います。その理由として、51ページにも「7-3-3. 南北を結ぶ公共交通ネットワークの連携強化」として記載されておりますが、新池交流館ふらっともこの調整区域内に含まれているかと思います。50周年のシンポジウムの中でも話がされておりましたが、この地域に尾張旭市の核を一つ持つてくることによって、尾張旭駅を基点とする交通網の維持につながるのではないかなという所感を持っております。今回は調整区域ということで記載はありませんが、ある程度のビジョンをそろそろ示していかなければ、今後5年後、10年後になってそこからまたスタートとなってしまうと思います。この地域をどのように使うかを話していく時期に来ているのではないかと思います。</p> <p>今回は、名鉄瀬戸線沿線に集約していくという点は、都市計画マスタープランや立地適正化計画においては賛成ですが、今後のまちづくりという点では、国道363号以南の調整区域の扱いも検討していく必要があるのではないかと思います。</p>
議 長	<p>国道363号以南のエリアに対する御意見ですが、いかがでしょうか。</p>
事 務 局 (都市計画課長)	<p>いただいた個々の土地利用のフレームに関することにつきましては、この立地適正化計画というよりは、都市計画マスタープランでそのような方向性を示すことになるかと思っておりますので、状況を分析しながら、次期都市計画マスタープランにおいては検討をさせていただきたいと考えております。</p>
議 長	<p>都市計画としては重要な問題だけれども、立地適正化計画では言及していないという説明でしたが、いかがでしょうか。</p>
谷 口 委 員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
議 長	<p>他に御意見等はございませんでしょうか。</p> <p>たくさん御意見をいただきまして、どれも重要な内容であったと思いますが、今回の立地適正化計画そのものに対する御異</p>

<p>議 長</p>	<p>議ではなかったように思いますので、本審議会としては、「意見なし」ということで、御異議ございませんでしょうか。</p> <p>(委員「異議なし」の声)</p> <p>御異議もないようですので、これで、第3号議案については終了いたします。</p> <p>以上で、審議事項は全て終了いたしました。</p> <p>続きまして、会議次第の4、報告事項に移らせていただきます。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (都市計画課主事補)</p>	<p>都市計画課の筒井と申します。</p> <p>それでは、事務局より、報告事項 尾張旭市都市計画マスタープラン第2次中間年次報告について説明させていただきます。</p> <p>1 ページを御覧ください。</p> <p>都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村が主体となって、市民の意思を反映しつつ、概ね20年の中長期を見据えた将来像を定める都市計画に関する基本的な方針です。本市の都市計画マスタープランは、「ともに育てる 笑顔とうるおい あふれるまち」をテーマに掲げ、下の図に掲げる3つのまちづくりの理念の下、2ページの(3)に記載のとおり、平成23年度から令和7年度を目標年次とする15年間の計画となっています。</p> <p>2 ページの下段の図を御覧ください。</p> <p>計画の進行管理として、施策の着実な推進のため、都市計画マスタープランに掲げた全ての方針について、庁内推進会議等で進捗の確認を行い、市民の皆様には市ホームページ等で毎年公表をしております。また、15年間の長期にわたる計画期間のうち、節目となる5年ごとを中間年次と位置付け、上位計画である市総合計画における施策評価や事務事業評価を基に達成状況の評価を行っております。従いまして、本中間年次報告書は、平成28年度から令和2年度までの状況を第2次中間年次報告書として取りまとめたものとなっております。</p> <p>それでは、3 ページを御覧ください。</p> <p>(5)の「都市づくりの方針体系図」です。下の図は、都市計画マスタープランの都市づくりの方針体系図です。左から都市づくりの理念があり、中央に記載の10項目の方針(大項目)があり、右側が、さらにその中を細分化した方針(小項目)となっております。</p> <p>4 ページを御覧ください。</p>

ここからは、3ページの中央の10項目の方針（大項目）について、達成状況についてまとめております。

5ページを御覧ください。

ここでは、7ページ以降に続く各方針の達成状況表について、表の見方を説明しております。

まず、②に記載されるのは、対象となる方針の名称です。③5年間の実績では、都市計画マスタープランの第2次中間年次である平成28年度から令和2年度までの5年間の実績を記載しております。その下、④今後の課題では、都市計画マスタープランの達成に向けて、今後の課題を整理しております。また、下段の表は、各方針に関連のある事務事業の達成状況となっており、⑧の部分をご覧いただくと、AからCの評価を記載しております。AからCの評価の考え方については、6ページ中段の「評価の方法」のとおりでございますが、このAからCの評価結果を基に、ページの下段にあさびの顔マークが3種類記載しておりますが、Aが80%以上の場合、「方針どおり進捗している」、A+Bが80%以上の場合、「方針に向け進捗中である」、A+Bが80%未満の場合を「方針どおり進捗していない」と分類しております。

7ページ、8ページを御覧ください。

7ページには、方針1「自然環境の保全・活用」、8ページには、方針2「景観形成」というように、以降、9ページから16ページにわたり、先ほど御説明した10項目の方針について、それぞれ5年間の実績と今後の課題、そして達成状況についてまとめております。

17ページ、18ページを御覧ください。

18ページでは、それぞれの方針について、達成状況の結果をまとめております。

上から、緑と水に彩られたまちづくり、自然環境の保全・活用：方針に向け進捗中である、景観形成：方針に向け進捗中である、公園・緑地の整備：方針に向け進捗中である、下水道・河川の整備：方針どおり進捗しているといったような結果となりました。

19ページでは、改めてグラフを載せておりますが、全10項目のうち、「方針どおり進捗している」が2項目（20%）、「方針に向け進捗中である」が8項目（80%）という結果になりました。

御覧いただきましたとおり、全10項目の方針（大項目）が、方針どおり進捗している、又は方針に向け進捗中であるのどち

らかになっていることから、都市計画マスタープラン全体としても、概ね順調に進捗していると考えられますので、ページ下に破線を引いておりますとおり、「今後も引き続き、現行の都市計画マスタープランにより、都市づくりを進めていくこととします」と整理しております。

次の20ページを御覧ください。

3の「個別方針の進捗状況について」です。

先ほど御説明をした10項目の方針(大項目)の下には、169項目の細かな方針が掲げられております。(2)のこれまでの進捗状況に記載のとおり、本市は、都市計画マスタープランの推進に向け、全庁的な協力の下に確実な進行管理と社会状況等の変化に基づき、適宜内容の見直しを行うため、都市計画マスタープラン庁内推進会議を開催し、毎年度進捗状況を確認しております。

下のグラフを御覧ください。169項目の方針のうち、令和2年度末時点では、6項目が完了、158項目が着手済みであり、未着手は5項目となっております。平成23年度からの10年間で、未着手であった項目が12項目減少し、また、完了した項目が増加しており、着実に進捗していると考えられます。

個々の進捗状況については、22ページから32ページに各方針単位で進捗状況を記載していますが、本日は時間の都合上、説明を割愛させていただきます。

次に33ページを御覧ください。

4の「重点項目の進捗状況について」です。

都市計画マスタープランの各方針169項目の中には、今後重点的に取り組む事項が27項目ございます。この27項目の重点事項の進捗状況を中段の表にまとめておりますが、4項目(全体の14.8%)が完了、22項目(全体の81.5%)が着手済みとなっております。なお、未着手である1項目については、今後、着手に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

35ページを御覧ください。

35ページから43ページにわたっては、それぞれの重点項目について、これまでの実績と今後の課題について整理しておりますが、大変恐縮ですが、こちらにつきましても本日は時間の都合上、説明は割愛をさせていただきます。

なお、先ほど御説明した、169項目の方針、この中の27の重点項目につきましても、引き続き、毎年の進捗状況を確認

<p>事務局 (都市計画課主事補)</p>	<p>し、市ホームページ上で公表をしております。</p> <p>本報告書の説明は以上となりますが、総じて言えば、10年が経過した本市の都市計画マスタープランは、概ね順調に進捗していると考えられます。</p> <p>今後も引き続き、現行の都市計画マスタープランに掲げられた方針の達成に向け、各種事業を進めてまいります。5年後には、都市計画マスタープランの全体改訂が控えております。今後の5年間の進捗を注視しながら、全体改訂に向け、少しずつ準備を進めていく時期に差し掛かっていると御認識いただければと思います。</p> <p>都市計画マスタープランの第2次中間年次報告の説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、ただいま説明いただきました内容につきまして、御意見等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>次のマスタープランの改訂の折にはこのようなことも考えていくべきではないかといった御意見や御質問などありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、他に御質問等もないようですので、次第の5、その他に移らせていただきます。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>皆様、ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局より1点御案内をさせていただきます。</p> <p>委員の皆様任期につきましてでございますが、この3月の末日までとなっております。3月末日までに選任事務を行いますので、御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>その他事項としては、以上でございますが、改めまして、本日の会議冒頭でWebの接続の不具合により、大変御迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>私もこのオンラインで、誰が挙手をしているのか今一つ分からず、せっかく挙手いただいたのに申し訳ありません。</p> <p>今日の全体を通して御質問等はございませんか。よろしかったでしょうか。</p> <p>それでは、これをもちまして、令和4年第1回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。</p> <p>皆様、大変お疲れ様でした。</p>